

# 福井市老人クラブ 補助金の手引き



令和8年4月

〒910-8511  
福井市大手3丁目10番1号  
福井市福祉健康部 地域包括ケア推進課



TEL 20-5400  
FAX 20-5426

# 目 次

1. 老人クラブについて → 2 ページ
2. 老人クラブ補助金とは何か → 2 ページ
3. 補助対象事業・補助対象外事業 → 3、4 ページ
4. 補助対象経費・補助対象外経費 → 5、6 ページ
5. 補助金の金額 → 6 ページ
6. 補助金として認められない事例 → 7 ページ
7. 繰越金について → 8 ページ
8. 領収書について → 8 ページ
9. なぜ書類を提出しなければいけないのか  
→ 9 ページ
10. 帳簿の備え付けについて → 9 ページ
11. 各老人クラブ会長、会計担当者の皆様へ  
→ 10 ページ

## 1 老人クラブについて

老人クラブとは、地域の高齢者が会費を財源として、自主的かつ民主的に運営する団体です。

## 2 老人クラブ補助金とは何か

福井市では、「これまでの知識や経験を活かした幅広い社会貢献事業」や「仲間づくりを通じた生きがいと健康づくり事業」など、地区や市全体の高齢者福祉を増進する活動を主体的に運営する老人クラブに対し、補助金を交付しています。

老人クラブ補助金とは…

老人クラブが実施する公益性のある事業を促進するために、  
福井市が補助することができるお金



老人クラブの補助金には対象事業や対象経費に制限があります。

※福井市や厚生労働省の補助金交付要綱で、対象事業や対象経費が定められています。



### 3 補助金対象事業・補助対象外事業



活動区分	具体的な活動例	補助対象
友愛訪問	ひとり暮らしや寝たきりの方への友愛訪問	○
	老人ホームなどの慰問活動	○
社会奉仕及び地域活動事業	道路・公園・神社などの清掃や空き缶拾いなどの社会奉仕活動	○
	花壇づくりなどのまちの美化活動	○
	幼稚園児・小学校児童など他世代との交流	○
	児童の登下校時の見守り活動	○
教養講座等の開催事業	交通安全・防犯・防災など各種講習会の開催	○
	川柳・絵画・裁縫などの文化系サークル活動	○
	史跡、博物館、美術館などの社会見学	○
	料理教室の実施	○
	事業に直接関連のない研修や視察	×
	慰安・親睦を深めることを目的としたもの	×
健康増進事業	各老人クラブで行うゲートボール、ペタンク、グランドゴルフなどの軽スポーツ大会	○
	ラジオ体操・ウォーキングなどの軽い運動	○
	健康教室・健康講座など	○

その他	役員会、例会、総会等に係る経費	×
	単なる娯楽事業や旅行	×
	忘新年会などの宴会	×



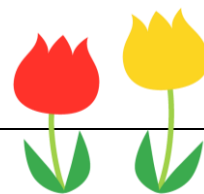
グラウンド・ゴルフ大会

会員研修旅行



フロアカーリング大会

## 4 補助対象経費・補助対象外経費



科目	具体的な支出例	補助対象
報償費	講師等への謝礼（交通費含む）	○
旅費	研修会参加時の公共交通機関利用料 等	○
	忘新年会や慰安旅行にかかる旅費	×
需用費	[消耗品費]	
	料理教室の際に使用する材料費	○
	花壇づくりの際の苗の購入費	○
	活動に供する新聞・図書・雑誌等の購入費	○
	スポーツ大会等における優秀賞の購入費	○
	スポーツ大会等における参加賞（参加者全員に配布するなど）の購入費	×
	[印刷製本費]	
	会報発行の印刷製本費	○
	[食糧費]	
	社会奉仕活動時のお茶・茶菓代	○
スポーツ活動時のお茶・茶菓代	○	
事業参加者の弁当代、お酒類などの飲食代	×	
備品購入費	スポーツ活動で使用する器具の購入費 ※高額の場合は市にご相談ください。	○

役務費	はがき等の郵便料	○
	老人クラブで加入し、補助対象事業の実施中の補償のみを対象とした損害保険料	○
委託料	講座開催時の舞台看板設置	○
使用料及び 賃借料	講座開催に伴う会場使用料	○
	スポーツ活動に伴う会場使用料	○
	老人憩の家の使用料	○
その他	募金（友愛募金、赤い羽根共同募金等）	×
	寄付金（町内会への寄付金等）	×
	慶弔費（見舞金や香典等）	×
	あじさい元気クラブや地区老人クラブ連合会への負担金	×

## 5 補助金の金額

（単位老人クラブ）

会員数30人以上       ： 53,000円

会員数15人～29人   ： 20,000円

（地区老人クラブ連合会）

20,000円



## 6 補助金として認められない事例

(1) 領収書がない、他団体名義の領収書しかない

→必ず「老人クラブ」と他団体の領収書は分けて保管してください。

(2) 事業に公益性が認められない

→「宴会」など、公益性のない事業への補助金支給は認められません。

(3) 何も活動していない

→具体的な活動がない場合は、補助金の支給は認められません。

補助対象経費の合計額が、補助金額の上限に満たない場合は、次のように対応することとなります。

### ①単位クラブ

年度の初めに補助金を支払っているため、その差額を「返還」してもらうこととなります。

### ②地区連合会

実績報告及び収支決算書に基づき、認められる補助対象経費を上限として支払われることとなります。

## 7 繰越金について

老人クラブの繰越金の額は、補助金交付額を下回るような事業運営を行っていただくようお願いします。繰越金の額が補助金交付額を上回る状態が恒常化しているクラブについては、補助金を交付しない場合があります。

## 8 領収書について

- (1) 宛名は各老人クラブ名としてください。
- (2) 品名は、対象経費となるかどうかを判断するために必要な  
ので、はっきりわかるよう記載してください。
- (3) 同一の品物を複数に購入した場合（お茶や記念品など）、  
その数量と単価が分かるよう記載してください。
- (4) 講師謝礼など、領収書を徴することが難しい経費については、  
受領書を作成し、印鑑もしくはサインをもらってください。

## 9 なぜ書類を提出しなければいけないのか

補助金とは、公益性のある活動を支援するために、自治体が交付するお金で、原資は市民の税金です。



①活動内容（本当に公益性のある事業を実施したのか）と②収支決算（本当に公益性のある事業及び経費にお金を使ったのか）について、市民に説明できる状態にする必要があります。



提出いただいた実績報告書や収支決算書が、老人クラブが補助金の交付に値する公益性のある事業を実施した証拠書類となります。

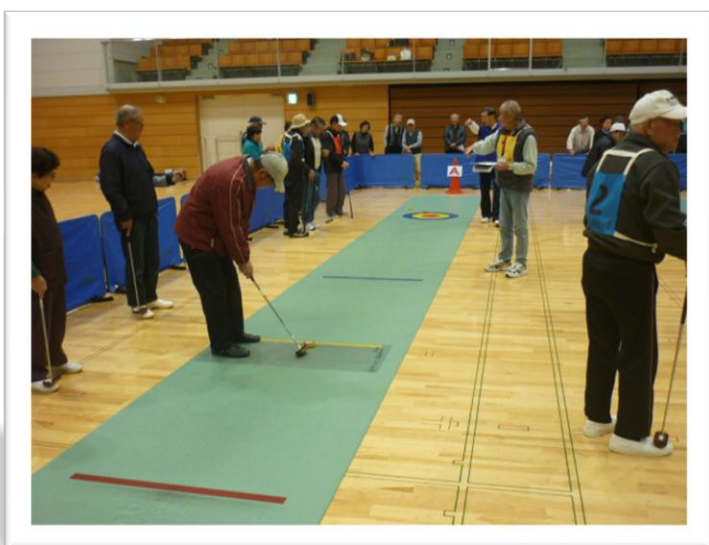
## 10 帳簿の備え付けについて

補助対象事業に関する収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類（領収書等）は当該年度の翌年度から5年間（令和8年度の補助金の場合は令和8年4月から令和14年3月末まで）保存していただくようお願いいたします。また帳簿及び証拠書類について、市、市監査委員、市外部監査人及び国の会計検査院から提出を求められた場合は速やかに提出していただくようお願いいたします。

## 1 1 各老人クラブ会長、会計担当者の皆様へ

補助金関係の書類は、数も多く、細かい数字を記入するものもあり、ご負担をおかけしますが、老人クラブに適切に補助金を交付するうえで、必要な書類となりますので何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ペタンク大会



スティックリング大会